

令和 3 年 3 月 2 日

令和 3 年網走市議会第 1 回定例会 議案

令和3年網走市議会第1回定例会 議案

番号	議案番号	件名	
1	議案第1号	令和3年度網走市一般会計予算	別冊
2	議案第2号	令和3年度網走市市有財産整備特別会計予算	
3	議案第3号	令和3年度網走市国民健康保険特別会計予算	
4	議案第4号	令和3年度網走市網走港整備特別会計予算	
5	議案第5号	令和3年度網走市能取漁港整備特別会計予算	
6	議案第6号	令和3年度網走市介護保険特別会計予算	
7	議案第7号	令和3年度網走市後期高齢者医療特別会計予算	
8	議案第8号	令和3年度網走市水道事業会計予算	別冊
9	議案第9号	令和3年度網走市簡易水道事業会計予算	
10	議案第10号	令和3年度網走市下水道事業会計予算	
11	議案第11号	網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例及び網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	
12	議案第12号	網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	
13	議案第13号	令和2年度網走市一般会計補正予算	
14	議案第14号	令和2年度網走市国民健康保険特別会計補正予算	
15	議案第15号	令和2年度網走市網走港整備特別会計補正予算	
16	議案第16号	令和2年度網走市能取漁港整備特別会計補正予算	
17	議案第17号	令和2年度網走市介護保険特別会計補正予算	
18	議案第18号	令和2年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算	
19	議案第19号	令和2年度網走市水道事業会計補正予算	
20	議案第20号	令和2年度網走市簡易水道事業会計補正予算	

番号	議案番号	件名
21	議案第21号	令和2年度網走市下水道事業会計補正予算
22	議案第22号	網走市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
23	議案第23号	網走市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について
24	議案第24号	網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
25	議案第25号	網走市麦類乾燥調製貯蔵施設条例の一部改正について
26	議案第26号	北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備事業建設工事請負契約の締結について
27	議案第27号	市道路線の廃止及び認定について

議案第 11 号

網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例及び
網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例の
特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例及び網走市常勤
の特別職に属する職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を
次のように改正する。

令和 3 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例及び網走市常勤の
特別職に属する職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を
改正する条例

(網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例(昭和44年条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 14 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間、第 5 条第 2 項中「100分の10」とあるのは、「100分の 5」と読み替えるものとする。

(網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部改正)

第 2 条 網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例の特例に関する条例(平成11年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「令和 2 年 5 月分から令和 3 年 3 月分まで」を「令和 3 年 4 月分から令和 4 年 3 月分まで」に改め、同条第 1 号中「855,000円」を「836,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 12 号

網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

網走市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市介護保険条例の一部を改正する条例

網走市介護保険条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第 1 号中「31,788円」を「34,794円」に改め、同項第 2 号中「39,735円」を「52,191円」に改め、同項第 3 号中「47,682円」を「52,191円」に改め、同項第 4 号中「55,629円」を「60,890円」に改め、同項第 5 号中「63,576円」を「69,588円」に改め、同項第 6 号中「76,291円」を「83,506円」に改め、同号ア中「第35条の 2 第 1 項」の次に「、第35条の 3 第 1 項」を、「額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同項第 7 号中「82,649円」を「90,464円」に改め、同項第 8 号中「89,006円」を「97,423円」に改め、同号ア中「2,000,000円」を「2,100,000円」に改め、同項第 9 号中「95,364円」を「104,382円」に改め、同号ア中「2,500,000円」を「2,600,000円」に改め、同項第10号中「101,722円」を「111,341円」に改め、同号ア中「3,000,000円」を「3,200,000円」に改め、同項第11号中「108,079円」を「118,300円」に改め、同項第12号中「114,437円」を「125,258円」に改め、同条第 2 項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「19,073円」を「20,876円」に改め、同条第 3 項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「19,073円」を「20,876円」に、「31,788円」を「34,794円」に改め、同条第 4 項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「19,073円」を「20,876円」に、「44,503円」を「48,712円」に改める。

附則第 6 条中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合）を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）
第 9 条 第 1 号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第

28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（保険料に係る経過措置）

2 この条例による改正後の条例第2条の規定は、令和3年度の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（延滞金の割合の特例に係る経過措置）

3 この条例による改正後の附則第6条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第 13 号

令和 2 年度網走市一般会計補正予算

令和 2 年度網走市の一般会計補正予算（第 17 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,603,421 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33,046,881 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 3 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.市 税		4,767,202	△236,318	4,530,884
	1.市 民 税	2,337,305	△162,180	2,175,125
	2.固 定 資 産 税	1,753,180	△47,692	1,705,488
	3.軽 自 動 車 税	105,308	△706	104,602
	4.市 た ば こ 税	325,226	△9,412	315,814
	5.入 湯 税	17,686	△8,696	8,990
	6.都 市 計 画 税	228,497	△7,632	220,865
2.地 方 譲 与 税		250,210	△60	250,150
	3.地 方 揮 発 油 譲 与 税	56,666	△60	56,606
3.利 子 割 交 付 金		6,068	△2,700	3,368
	1.利 子 割 交 付 金	6,068	△2,700	3,368
6.法 人 事 業 税 交 付 金		25,491	△9,300	16,191
	1.法 人 事 業 税 交 付 金	25,491	△9,300	16,191
7.地 方 消 費 税 交 付 金		996,198	△34,818	961,380
	1.地 方 消 費 税 交 付 金	996,198	△34,818	961,380
12.地 方 交 付 税		6,380,895	17,527	6,398,422
	1.地 方 交 付 税	6,380,895	17,527	6,398,422
14.分 担 金 及 び 負 担 金		199,538	3,579	203,117
	1.分 担 金	146,028	3,579	149,607
15.使 用 料 及 び 手 数 料		754,295	△82,563	671,732
	1.使 用 料	594,721	△82,563	512,158
16.国 庫 支 出 金		7,962,732	312,509	8,275,241
	1.国 庫 負 担 金	2,131,664	86,452	2,218,116
	2.国 庫 補 助 金	5,819,594	226,057	6,045,651
17.道 支 出 金		2,162,173	120,475	2,282,648
	1.道 負 担 金	851,548	△4,591	846,957
	2.道 補 助 金	1,225,974	125,066	1,351,040
19.寄 附 金		1,314,350	705,918	2,020,268
	1.寄 附 金	1,314,350	705,918	2,020,268

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20. 繰入金		1,275,183	14,131	1,289,314
	1. 基金繰入金	1,251,248	14,131	1,265,379
22. 諸収入		1,690,208	7,541	1,697,749
	4. 雑収入	703,840	7,541	711,381
23. 市債		3,482,013	787,500	4,269,513
	1. 市債	3,482,013	787,500	4,269,513
歳入合計		31,443,460	1,603,421	33,046,881

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		6,897,907	489,712	7,387,619
	1. 総 務 管 理 費	6,579,345	486,712	7,066,057
	2. 徴 税 費	154,642	3,000	157,642
3. 民 生 費		7,165,850	△77,256	7,088,594
	1. 社 会 福 祉 費	3,691,971	△102,954	3,589,017
	2. 児 童 福 祉 費	2,198,149	25,698	2,223,847
4. 衛 生 費		1,978,629	101,057	2,079,686
	1. 保 健 衛 生 費	1,187,692	101,057	1,288,749
6. 農 林 水 産 業 費		1,775,257	122,152	1,897,409
	1. 農 業 費	1,544,313	117,952	1,662,265
	3. 水 産 業 費	87,782	4,200	91,982
7. 商 工 費		2,878,224	376,005	3,254,229
	1. 商 工 費	2,457,159	373,655	2,830,814
	2. 観 光 費	421,065	2,350	423,415
8. 土 木 費		3,946,278	602,478	4,548,756
	1. 道 路 橋 梁 河 川 費	2,290,044	358,000	2,648,044
	2. 港 湾 費	313,155	63,700	376,855
	4. 住 宅 費	625,902	180,778	806,680
10. 教 育 費		2,235,670	△10,727	2,224,943
	2. 小 学 校 費	572,102	8,000	580,102
	3. 中 学 校 費	270,919	5,200	276,119
	4. 社 会 教 育 費	400,550	△11,317	389,233
	5. 保 健 体 育 費	645,659	△12,610	633,049
歳 出 合 計		31,443,460	1,603,421	33,046,881

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額(千円)
総務費	総務管理費	庁用オンライン会議環境整備事業	9,325
総務費	総務管理費	郊外地区光回線整備事業	1,010,900
農林水産業費	農業費	網走西部川向地区担い手支援畑総事業分担金	10,880
商工費	商工費	店舗等感染症対策支援補助金	14,000
商工費	観光費	宿泊需要回復促進事業	20,300
商工費	観光費	鉄道・都市間バス利用型観光客誘致促進事業	2,000
土木費	道路橋梁 河川費	道路照明LED化事業	130,000
土木費	道路橋梁 河川費	ロードヒーティング整備事業	103,000
土木費	道路橋梁 河川費	除雪作業車整備事業	54,285
土木費	道路橋梁 河川費	道路ストック修繕事業	7,000
土木費	道路橋梁 河川費	冠水対策事業	30,000
土木費	道路橋梁 河川費	道路法面改修事業	197,000
土木費	道路橋梁 河川費	橋梁長寿命化修繕事業	42,000
土木費	港湾費	国直轄港湾整備事業負担金	52,500
土木費	港湾費	第2ふ頭岸壁改良事業	12,000
土木費	住宅費	市営住宅建設事業	177,778

款	項	事業名	金額(千円)
教育費	小学校費	小学校教育活動継続支援事業	8,000
教育費	中学校費	中学校教育活動継続支援事業	5,200

(変更)

款	項	事業名	補正前 金額(千円)	補正後 金額(千円)
衛生費	保健衛生費	新型コロナウイルス ワクチン接種事業	40,837	177,266

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限度額 (千円)
庁舎及び公共施設等の管理委託等契約	令和3年度	1,254,691
ふるさと納税に係る業務委託契約	令和3年度	おいしいまち網走PR事業業務委託に係る費用のうち、網走市が負担すべき額
市営住宅修繕管理業務委託契約	令和3年度～ 令和5年度	11,865

第4表 地方債補正
(追加及び変更)

起債の目的	補 正 前			補 正 後		
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法 利率 償還の方法
総務管理事業債	千円 617,500	証書借入又は証券発行	10.0 以内	40年以内 (内据置25 年以内)の元 利均等又は元 金均等償還。	千円 617,500	補正前に同じ
社会福祉事業債	106,900	(借入先)	(ただし、利 率見直し方式 で借入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	ただし、市財 政の都合によ り据置期間及 び償還期間を 短縮し、もし くは繰上償還 又は低利に借 換えることが できる。	106,900	
児童福祉事業債	62,000	財政融資資金			62,000	
環境衛生事業債	54,100	地方公共団体			54,100	
保健衛生事業債	126,100	金融機構			126,100	
農 業 債	70,100	北 海 道			76,100	
林 業 債	31,000	都 市 職 員 共 済 組 合			31,000	
漁 港 債	2,700	地 方 職 員 共 済 組 合			2,700	
道路橋梁事業債	1,127,300	共 済 組 合			1,455,900	
港湾事業債	157,500	北海道市町村 振興協会			218,000	
河川整備事業債	253,000	北海道市町村 備荒資金組合			253,000	
公営住宅事業債	106,300	そ の 他 銀行等引受資金			204,000	
公園整備事業債	31,800				31,800	
学校教育事業債	51,300				51,300	
社会教育事業債	27,900				27,900	
臨時財政対策債	456,513				456,513	
退職手当債	100,000				100,000	
借 換 債	100,000				100,000	
減収補てん債	0				30,300	
特別減収対策債	0				200,000	
猶予特例債	0				64,400	
計	3,482,013				4,269,513	

※今回補正は太字で表示。

議案第 14 号

令和 2 年度網走市国民健康保険特別会計補正予算

令和 2 年度網走市の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 3 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額（千円）
国保市町村事務処理標準システム保守委託契約	令和3年度	1,426
国保市町村事務処理標準システム連携保守委託契約	令和3年度	251

議案第 15 号

令和 2 年度網走市網走港整備特別会計補正予算

令和 2 年度網走市の網走港整備特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 3 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額（千円）
上屋消防設備点検委託契約	令和 3 年度	150
港湾システム保守点検委託契約	令和 3 年度	220
船舶給水業務委託契約	令和 3 年度	100

議案第 16 号

令和 2 年度網走市能取漁港整備特別会計補正予算

令和 2 年度網走市の能取漁港整備特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 3 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額 (千円)
能取污水处理施設維持管理業務委託契約	令和 3 年度～ 令和 5 年度	6,831

議案第 17 号

令和 2 年度網走市介護保険特別会計補正予算

令和 2 年度網走市の介護保険特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 99,128 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,496,261 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

- 第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 3 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4.国庫支出金		815,099	△22,000	793,099
	1.国庫負担金	574,229	△17,000	557,229
	2.国庫補助金	240,870	△5,000	235,870
5.道支出金		487,338	△15,500	471,838
	1.道負担金	450,137	△15,500	434,637
6.支払基金交付金		894,284	△27,000	867,284
	1.支払基金交付金	894,284	△27,000	867,284
8.繰入金		682,960	△34,628	648,332
	1.他会計繰入金	578,844	△11,628	567,216
	2.基金繰入金	104,116	△23,000	81,116
歳入合計		3,595,389	△99,128	3,496,261

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2.保険給付費		3,155,235	△100,000	3,055,235
	1.介護サービス等諸費	2,988,372	△103,000	2,885,372
	2.高額介護サービス費	57,500	3,000	60,500
6.諸支出金		22,828	872	23,700
	1.償還金及び還付加算金	22,828	872	23,700
歳出合計		3,595,389	△99,128	3,496,261

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額（千円）
事務機器リース契約	令和 3 年度	370
要介護認定訪問調査委託契約	令和 3 年度	7,810

議案第 18 号

令和 2 年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和 2 年度網走市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 11,998 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 579,458 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.後期高齢者医療保険料		401,548	11,808	413,356
	1.後期高齢者医療保険料	401,548	11,808	413,356
2.繰入金		155,199	190	155,389
	2.基金繰入金	0	190	190
歳入合計		567,460	11,998	579,458

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2.後期高齢者医療広域連合 納付金		538,622	11,998	550,620
	1.後期高齢者医療広域連合 納付金	538,622	11,998	550,620
歳出合計		567,460	11,998	579,458

議案第 19 号

令和 2 年度網走市水道事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 令和 2 年度網走市水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 令和 2 年度網走市水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
電算処理システム賃貸借・保守契約	令和 3 年度	9 8 2 千円
機器保守契約	令和 3 年度	2 0 9 千円
給水装置審査業務等委託契約	令和 3 年度	8, 6 3 3 千円
水道賠償責任保険等加入契約	令和 3 年度	5 0 6 千円
メーターボックス購入契約	令和 3 年度	7, 9 5 3 千円

令和 3 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

議案第 20 号

令和 2 年度網走市簡易水道事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 令和 2 年度網走市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 令和 2 年度網走市簡易水道事業会計予算第 8 条を第 9 条とし、第 5 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道賠償責任保険加入契約	令和 3 年度	5 4 千円

令和 3 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

議案第 21 号

令和 2 年度網走市下水道事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 令和 2 年度網走市下水道事業会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 令和 2 年度網走市下水道事業会計予算 (以下「予算」という。)
第 2 条の業務の予定量のうち (2) 主要な建設改良事業 ア 下水道建設改良事業「474,540 千円」を「550,420 千円」に改める。

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「606,643 千円」を「606,578 千円」に、当年度分損益勘定留保資金「587,014 千円」を「586,949 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資本的収入	506,176 千円	85,945 千円	592,121 千円
第 1 項 企 業 債	294,100 千円	42,700 千円	336,800 千円
第 2 項 国庫補助金	211,100 千円	43,245 千円	254,345 千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	1,112,819 千円	85,880 千円	1,198,699 千円
第 1 項 建設改良費	496,340 千円	85,880 千円	582,220 千円

(債務負担行為)

第 4 条 予算第 6 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
土地賃貸借契約	令和3年度から 令和5年度まで	174千円
麦稈ロール保管用土地賃貸借契約	令和3年度から 令和5年度まで	81千円
複写機リース契約	令和3年度	159千円
下水道賠償責任保険加入契約	令和3年度	151千円

(企業債)

第5条 予算第7条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後	
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法、利率、償還の方法
下水道事業債 下水道事業債 (特別措置分)	千円 294,100	証書 借入	年10.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	40年以内(内据置 25年以内) 年賦又は半年賦の 元金均等又は元利 均等償還とする。 ただし、財政の状況に より据置期間及び 償還期間を短縮し、 もしくは繰上償還 又は低利に借換える ことができる。	千円 336,800	補正前に 同じ

令和3年3月2日提出

網走市長 水 谷 洋 一

令和2年度 網走市下水道事業会計予算実施計画（第2号補正）

（資本的収入及び支出）

（収入の部）

（単位 千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	補正後 予定額	備考
1. 資本的収入			506,176	85,945	592,121	
	1. 企業債		294,100	42,700	336,800	
		1. 企業債	265,300	42,700	308,000	企業債の増
	2. 国庫補助金		211,100	43,245	254,345	
		1. 国庫補助金	211,100	43,245	254,345	国庫補助金の増

（支出の部）

（単位 千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	補正後 予定額	備考
1. 資本的支出			1,112,819	85,880	1,198,699	
	1. 建設改良費		496,340	85,880	582,220	
		1. 下水道建設改良費	474,540	75,880	550,420	補助事業の増
		3. 固定資産購入費	900	10,000	10,900	

令和2年度 網走市下水道事業会計予算実施計画内訳書（第2号補正）

(資本的収入)

(単位 千円)

款	項	目	既決 予定額	補正 予定額	補正後 予定額	節	金額	説明
1. 資本的収入			506,176	85,945	592,121			
	1. 企業債		294,100	42,700	336,800			
		1. 企業債	265,300	42,700	308,000			
						1. 公共下水道企業債	35,700	企業債の増
						2. 特定環境保全公共 下水道企業債	7,000	
	2. 国庫補助金		211,100	43,245	254,345			
		1. 国庫補助金	211,100	43,245	254,345			
						1. 公共下水道国庫 補助金	36,285	国庫補助金の 増
						2. 特定環境保全公共 下水道国庫補助金	6,960	

(資本的支出)

(単位 千円)

款	項	目	既決 予定額	補正 予定額	補正後 予定額	節	金額	説明
1. 資本的支出			1,112,819	85,880	1,198,699			
	1. 建設改良費		496,340	85,880	582,220			
		1. 下水道建設 改良費	474,540	75,880	550,420			
						8. 委託料	△ 3,278	補助事業の減
						11. 工事請負費	79,158	補助事業の増
		3. 固定資産 購入費	900	10,000	10,900			
						1. 有形固定資産 購入費	10,000	補助事業の増

令和2年度 網走市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位 円)

区分	金額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当期純損益	△13,824,251
非資金項目の調整	
減価償却費	1,047,500,000
固定資産除却費	9,250,000
特別修繕引当金の増減	0
退職給付引当金の増減	2,075,572
賞与引当金の増減	3,085,000
貸倒引当金の増減	384,000
長期前受金戻入額	△445,021,000
業務活動による資産及び負債の増減	
資産の増減	37,671,580
負債の増減	△16,806,956
業務活動以外の損益項目	
受取利息及び配当金	0
支払利息等	127,975,000
小計	752,288,945
受取利息及び配当金受取額	0
支払利息等支払額	△127,975,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	624,313,945
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費	△352,489,658
建設改良費にかかる収入	154,680,460
固定資産の売却	0
投資活動による資産の増減	1,788,800
投資活動による負債の増減	△1,848,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△197,868,398
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債の発行	241,800,000
企業債の償還	△616,478,404
財務活動によるキャッシュ・フロー	△374,678,404
現金及び現金同等物の増加額	51,767,143
現金及び現金同等物の期首残高	128,575,548
現金及び現金同等物の期末残高	180,342,691

令和2年度 網走市下水道事業会計予定貸借対照表
令和3年3月31日

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土地		385,639,432	
ロ 建物	1,135,551,857		
減価償却累計額	<u>△38,705,000</u>	1,096,846,857	
ハ 構築物	17,536,775,181		
減価償却累計額	<u>△676,328,000</u>	16,860,447,181	
ニ 機械及び装置	3,433,698,861		
減価償却累計額	<u>△323,795,000</u>	3,109,903,861	
ホ 車両運搬具	31,526,852		
減価償却累計額	<u>△8,441,000</u>	23,085,852	
ヘ 工具器具及び備品	4,701,182		
減価償却累計額	<u>△231,000</u>	4,470,182	
ト 建設仮勘定		<u>116,943,905</u>	
有形固定資産合計			<u>21,597,337,270</u>
固 定 資 産 合 計			21,597,337,270

2 流 動 資 産

(1) 現金預金		180,342,691	
(2) 未収金		27,909,968	
貸倒引当金		<u>△384,000</u>	<u>27,525,968</u>

流 動 資 産 合 計			<u>207,868,659</u>
資 産 合 計			<u><u>21,805,205,929</u></u>

負 債 の 部

3 固定負債			
(1) 企業債	6,415,000,575		
(2) 引当金	<u>2,075,572</u>		
固定負債合計			6,417,076,147
4 流動負債			
(1) 未払金	11,348,957		
(2) 企業債	605,244,785		
(3) 引当金	4,258,089		
(4) その他流動負債	<u>164,848</u>		
流動負債合計			621,016,679
5 繰延収益			
(1) 長期前受金	8,977,935,347		
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>△445,021,000</u>		
繰延収益合計			<u>8,532,914,347</u>
負債合計			15,571,007,173

資 本 の 部

6 資本金		<u>6,076,882,112</u>	
資本金合計			6,076,882,112
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 国庫補助金	88,575,216		
ロ 受贈財産評価額	<u>189,470,000</u>		
資本剰余金合計		278,045,216	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	0		
ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>0</u>		
利益剰余金合計		0	
(3) 欠損金			
イ 当年度未処理欠損金	<u>△120,728,572</u>		
欠損金合計		<u>△120,728,572</u>	
剰余金合計			<u>157,316,644</u>
資本合計			<u>6,234,198,756</u>
負債資本合計			<u>21,805,205,929</u>

注記

4. セグメント情報に関する注記

(1) 報告セグメントの概要

下水道事業会計では、下水道事業、個別排水処理施設事業を運営しており、各事業で運営方針を決定していることから、下水道事業、個別排水処理施設事業の2つを報告セグメントとしている。

報告セグメントは、下水道事業会計の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、予算の策定及び業績を評価するために、定期的に議会に報告される対象となっているものである。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は、以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
下水道事業	下水道計画区域において汚水及び雨水を処理する業務
個別排水処理施設事業	上記以外において合併処理浄化槽を使用し、汚水を処理する業務

(2) 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

（単位 千円）

項目	下水道事業	個別排水処理施設事業	合計
営業収益	1,084,221	27,622	1,111,843
営業費用	1,499,741	51,530	1,551,271
営業損益	△ 415,520	△ 23,908	△ 439,428
経常損益	14,121	855	14,976
セグメント資産	21,469,028	336,178	21,805,206
セグメント負債	15,129,663	441,344	15,571,007
その他の項目			
雨水負担金	59,756	0	59,756
他会計負担金	351,532	20,850	372,382
他会計補助金	0	11,420	11,420
減価償却費	1,026,225	21,275	1,047,500
支払利息及び 企業債取扱諸費	120,680	7,295	127,975

(注) 上記の数値については、税抜きで記載している。

議案第 22 号

網走市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定 について

網走市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

網走市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第 2 項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の附則第 2 条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第 23 号

網走市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について

網走市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等を次のとおり定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(網走市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 網走市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 節 運営に関する基準(第196条～第202条)」を
「 第4節 運営に関する基準(第196条～第202条)
第10章 雑則(第203条) 」に改める。

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 6 条第 5 項第 1 号中「いう。」の次に「第47条第 4 項第 1 号及び」を加え、同項第 2 号中「いう。」の次に「第47条第 4 項第 2 号において同じ。」を加え、同項第 3 号中「いう。」の次に「第47条第 4 項第 3 号において同じ。」を加え、同項第 4 号中「いう。」の次に「第47条第 4 項第 4 号において同じ。」を加え、同項第 5 号中「いう。」の次に「第47条第 4 項第 5 号、」を加え、同項第 6 号中「いう。」の次に「第47条第 4 項第 6 号、」を加え、同項第 7 号中「いう。」の次に「第47条第 4 項第 7 号、」を加え、同項第 8 号中「いう。」の次に「第47条第 4 項第 8 号及び」を加える。

第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (6) 指定地域密着型特定施設
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (9) 指定介護老人福祉施設
 - (10) 介護老人保健施設
 - (11) 指定介護療養型医療施設
 - (12) 介護医療院
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

第56条第3項を次のように改める。

前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第56条に次の1項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条前段中「第33条」を「第32条の2」に、「、第40条及び第41条」を「及び第40条から第41条まで」に改め、同条後段中「第19条」の次に「、第32条の2第2項」を加え、「及び」を「並びに第3項第1号及び第3号、」に改め、「第34条」の次に「第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」を加える。

第59条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項中「ならない。」の次に「その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の15に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第59条の17第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第59条の20中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「運営規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第59条の20の3前段中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、同条後段中「第34条」の次に「第1項」を、「という。）と」の次に「、第32条の2第

2項」を、「第34条」の次に「第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」を加え、「及び第59条の13第3項」を「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第59条の34中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の36第1項中「サービス提供管理委員会（）」の次に「テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下」を加える。

第59条の38中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、同条後段中「この場合において」の次に「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を、「第34条」の次に「第1項」を加え、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第64条第1項中「施設」の次に「(第66条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第65条第2項中「第7項」の次に「、第110条第9項」を加える。

第66条第1項ただし書中「する。」の次に「なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加える。

第73条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、同条後段中「及び」を「、第32条の2第2項、」に改め、「第34条」の次に「第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」を、「認知症対応型通所介護従業者」と」の次に「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、」を加える。

第82条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を、「随時対応型訪問介護看護事業所、」の次に「指定地域密着型通所介護事業所又は」を加え、「、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を削る。

第83条第3項中「第111条第2項」を「第111条第3項」に改める。

第87条中「会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第100条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第101条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第108条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第110条第1項中「いう。」の次に「以下この項において同じ。」を、「する。」の次に「ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。」を加え、同条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に市長が定める研修を修了している者を置くことができる。

第111条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることことができる。

第113条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第117条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第121条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第122条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第3項中「ならない。」の次に「その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第128条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第4節」との次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第138条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第145条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第4項中「ならない。」の次に「その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第149条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、同条後段中「場合において」の次に「、第32条の2第2項」を、「第34条」の次に「第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」を、「第4節」との次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第151条第1項中「する。」の次に「ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書中「指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、」を削り、同条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「生活相談員、」を、「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第157条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第158条第6項中「会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第163条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第168条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第3項中「ならない。」の次に「その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第175条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第177条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第180条第1項第1号ア中「おおむね10人以下としなければならない。」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。」に改め、同号ア(ウ)中「次のいずれかを満たすこと。」を「10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。」に改め、同号ア(ウ)a及びbを削る。

第182条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第4項中「ならない。」の次に「その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第202条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、同条後段中「規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第59条の13中」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中」に改める。

本則に次の1章を加える。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、

抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(網走市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 網走市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年条例第4号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第87条～第90条)」を「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第87条～第90条)」に改める。

第5章 雑則(第91条)

」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第1項中「施設」の次に「(第10条第1項において「本体事業所等」という。))」を加える。

第9条第2項中「第7項」の次に「及び第71条第9項」を加える。

第10条第1項ただし書中「する。」の次に「なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加える。

第27条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項中「ならない。」の次に「その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第32条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第49条において「利用者等」という。）が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第44条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、

「

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師
--	--	-----------

」を

「

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師
--	--	-----------

」に

改め、同条第7項中「以下「本体事業所」という」を「以下この章において「本体事業所」という」に改める。

第45条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第49条中「会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第65条前段中「第28条」の次に「、第28条の2」を加え、「第36条まで、第37条(第4項を除く。)から」を削り、「第39条まで」の次に「(第37条第4項を除く。)」を加え、同条中「規程」と、の次に「同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第71条第1項中「宿直勤務を除く。)をいう。」の次に「以下この項において同じ」を、「必要な数以上とする。」の次に「ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者

に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。」を加え、同条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に市長が定める研修を修了している者を置くことができる。

第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第74条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第78条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第79条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第80条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第3項中「ならない。」の次に「その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第86条前段中「第26条」の次に「、第28条の2」を加え、「、第37条（第4項を除く。）、第38条、」を「から」に改め、「第39条」の次に「まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）」を加え、同条中「規程」と、」の次に「同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第87条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定さ

れている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（網走市指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 網走市指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第32条）」を
「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第32条）
第5章 雑則（第33条）」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「こと」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第15条第9号中「招集」を「招集」に改め、「会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が市長が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を

超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

- 第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(前条において準用する場合を含む。))及び第15条第24号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行う

ことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（網走市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第4条 網走市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 雑則（第36条）」を「第6章 雑則（第35条の2・第36条）」に改める。

第4条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条第9号中「会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第6章中第36条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第35条の2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。))及び第33条第26号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条中指定居宅介護支援等基準条例第15条第20号の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の地域密着型サービス基準条例(以下「新地域密着型サービス基準条例」という。)第3条第3項及び第40条の2(新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の地域密着型介護予防サービス基準条例(以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第3条第3項及び第37条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)、第3条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例(以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。)第3条第5項及び第29条の2(これらの規定を新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。)並びに第4条の規定による改正後の指定介護予防支援等基準条例(以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。)第4条第5項及び第29条の2(これらの規定を新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、新地域密着型サービス基準条例第31条、第55条、第59条の12(新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3において準用する場合を含む。)、第59条の34、第73条、第100条(新地域密着型サービス基準条例第202条に

において準用する場合を含む。)、第122条、第145条、第168条及び第186条、新地域密着型介護予防サービス基準条例第27条、第57条、第80条、新指定居宅介護支援等基準条例第20条(新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。))並びに新指定介護予防支援等基準条例第20条(新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規定を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第32条の2(新地域密着型サービス基準条例第43条、第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)、新指定居宅介護支援等基準条例第21条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。))並びに新指定介護予防支援等基準条例第21条の2(新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第33条第3項(新地域密着型サービス基準条例第59条において準用する場合を含む。))及び第59条の16第2項(新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。)、新地域密着型介護予防サービス基準条例第31条第2項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)、新指定居宅介護支援等基準条例第23条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。))並びに新指定介護予防支援等基準条例第23条の2(新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

第5条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第59条の13第3項(新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条及び第202条において準用する場合を含む。)、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項及び第187条第4項並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条第3項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条において準用する場合を含む。))及び第81条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

第6条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第163条の2(新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

第7条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第163条の3(新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

第8条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第171条第2項第3号(新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のため

の訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

第9条 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新地域密着型サービス基準条例第175条第1項(新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

第10条 施行日から当分の間、新地域密着型サービス基準条例第180条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新地域密着型サービス基準条例第151条第1項第3号ア及び第187条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

第11条 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、第1条の規定による改正前の地域密着型サービス基準条例第180条第1項第1号ア(ウ) bの規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

議案第 24 号

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例

網走市国民健康保険条例（平成15年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第15条中「、資産割額」を削る。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

第18条第1項第1号中「100分の51」を「100分の55」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を第2号とし、同項第4号中「100分の14」を「100分の15」に改め、同号を同項第3号とする。

第18条の2中「、資産割額」を削る。

第18条の4を次のように改める。

第18条の4 削除

第18条の6の3中「、資産割額」を削る。

第18条の6の5を次のように改める。

第18条の6の5 削除

第18条の6の6第1項第1号中「100分の54」を「100分の55」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「100分の31」を「100分の30」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「100分の12」を「100分の15」に改め、同号を同項第3号とする。

第18条の6の7中「、資産割額」を削る。

第18条の6の9を次のように改める。

第18条の6の9 削除

第18条の8中「、資産割額」を削る。

第18条の10を次のように改める。

第18条の10 削除

第18条の11第1項第1号中「100分の57」を「100分の59」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「100分の28」を「100分の29」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とする。

第22条第1項第1号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第2号及び第3号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者数の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

第23条の3中「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）」を「還付加算金特例基準割合（平均貸付割合（租税特措法第93条第2項に規定する平均貸付割合という。）に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。）」に、「当該特例基準割合」を「当該還付加算金特例基準割合」に改める。

第25条の2中「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

附則第2条中「地方税法第313条第3項」との次に「、「110万円」とあるのは「125万円」と」を加える。附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の網走市国民健康保険条例第15条、第17条、第18条、第18条の2、第18条の4、第18条6の3、第18条6の5から第18条6の7、第18条の6の9、第18条の8、第18条の10、第18条の11、第22条及び附則第2条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の網走市国民健康保険条例第23条の3及び第25条の2の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する還付加算金及び延滞金について適用し、同日前の期間に対応する還付加算金及び延滞金については、なお従前の例による。

議案第 25 号

網走市麦類乾燥調製貯蔵施設条例の一部を改正する条例制定について

網走市麦類乾燥調製貯蔵施設条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市麦類乾燥調製貯蔵施設条例の一部を改正する条例

網走市麦類乾燥調製貯蔵施設条例（平成14年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「小麦」を「麦類」に改める。

第 2 条中「網走市字東網走 103 番 1」の次に「、106 番 1」を加える。

別表中「小麦」を「麦類」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 26 号

北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備事業
建設工事請負契約の締結について

北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事に関し、
次のとおり請負契約を締結する。

令和 3 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

記

- 1 契約の目的 北海道公設光ファイバ整備推進協議会
高度無線環境整備工事 網走市地区整備
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 865,700,000円
- 4 契約の相手方 札幌市中央区大通西14丁目7番地
東日本電信電話株式会社
北海道事業部長 阿部 隆

議案第 27 号

市道路線の廃止及び認定について

道路法第 8 条及び第 10 条の規定により、市道の路線を次のとおり廃止及び認定する。

令和 3 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

記

1. 廃止する路線

路線番号	路線名	起 終 点 点	重要な 経過地
190	潮見東公住甲線	網走市潮見 6 丁目 1 0 3 番 5 地先 市道潮見 4 条通線分岐 網走市潮見 6 丁目 1 2 6 番 1 2 地先 市道潮見 8 条通線接続	

2. 認定する路線

路線番号	路線名	起 終 点 点	重要な 経過地
190	潮見東公住甲線	網走市潮見 6 丁目 1 2 9 番地先 市道潮見 7 条通線分岐 網走市潮見 6 丁目 1 2 6 番 1 2 地先 市道潮見 8 条通線接続	